

**香川県条例第1号**

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
(指定試験機関等への納付等) 第4条 略				(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1)～(14) 略				(1)～(14) 略			
(15) 香川県産業技術センター発酵食品研究所	機器使用料 略 高速液体クロマトグラフ（アミノ酸の成分を分析する場合に限る。） 略	1時間 当たり	<u>1,940円</u>	(15) 香川県産業技術センター発酵食品研究所	機器使用料 略 高速液体クロマトグラフ（アミノ酸の成分を分析する場合に限る。） 略	1時間 当たり	<u>1,630円</u>

(16)～(35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～98 略			
99 消防設備士免状交付手数料		1件	<u>2,900円</u>
100 略			
101 消防設備士免状再交付手数料		1件	<u>1,900円</u>
102 略			
103 危険物取扱者免状交付手数料		1件	<u>2,900円</u>
104 略			
105 危険物取扱者免状再交付手数料		1件	<u>1,900円</u>
106 略			
107 危険物製造所等許可検査等申請手数料	消防法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）第11条第1項前段の許可（以下この項において「設置許可」という。） 略 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。） 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タン	1件	<u>57万円</u>

(16)～(35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～98 略			
99 消防設備士免状交付手数料		1件	<u>2,800円</u>
100 略			
101 消防設備士免状再交付手数料		1件	<u>1,800円</u>
102 略			
103 危険物取扱者免状交付手数料		1件	<u>2,800円</u>
104 略			
105 危険物取扱者免状再交付手数料		1件	<u>1,800円</u>
106 略			
107 危険物製造所等許可検査等申請手数料	消防法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）第11条第1項前段の許可（以下この項において「設置許可」という。） 略 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。） 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タン	1件	<u>53万円</u>

<p>クのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下この項において「省令」という。）第1条の2に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令第1条の3に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）</p>	1 件	<u>88万円</u>	<p>クのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下この項において「省令」という。）第1条の2に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令第1条の3に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）</p>	1 件	<u>83万円</u>
<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの</p>	1 件	<u>107万円</u>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの</p>	1 件	<u>101万円</u>
<p>危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万</p>			<p>危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万</p>		

キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>120万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>152万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>178万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>407万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>534万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	1件	<u>649万円</u>
浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ	1件	<u>118万円</u>

キロリットル未満 のもの 危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>112万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>142万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>166万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>388万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>510万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	1件	<u>629万円</u>
浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ	1件	<u>113万円</u>

リットル以上 5,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1 件	<u>141万円</u>	リットル以上 5,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1 件	<u>134万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>158万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>150万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>194万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>183万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>226万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>214万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>455万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>435万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>582万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	1 件	<u>557万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	1 件	<u>707万円</u>	危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	1 件	<u>677万円</u>

岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	1 件	<u>593万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	1 件	<u>747万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	1 件	<u>1,090万円</u>
略		
略		
設置許可に係る法第11条の2第1項の検査（以下この項において「設置の完成検査前検査」という。）		
略		
基礎・地盤検査		
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>42万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>56万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリ	1 件	<u>73万円</u>

岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	1 件	<u>575万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	1 件	<u>725万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	1 件	<u>1,070万円</u>
略		
略		
設置許可に係る法第11条の2第1項の検査（以下この項において「設置の完成検査前検査」という。）		
略		
基礎・地盤検査		
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>41万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>54万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリ	1 件	<u>70万円</u>

ットル以上5万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所 溶接部検査 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上	1件  1件  1件  1件  1件  1件	<u>96万円</u>  <u>109万円</u>  <u>166万円</u>  <u>190万円</u>  <u>212万円</u>  <u>53万円</u>
---	--	--

ットル以上5万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所 溶接部検査 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上	1件  1件  1件  1件  1件  1件	<u>92万円</u>  <u>104万円</u>  <u>160万円</u>  <u>182万円</u>  <u>203万円</u>  <u>49万円</u>
---	--	--

5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>68万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>103万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>141万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>178万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>343万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キ	1 件	<u>419万円</u>

5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>63万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>99万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>131万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>172万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	<u>332万円</u>
危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キ	1 件	<u>406万円</u>



ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所 岩盤タンク検査	1 件	<u>480万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル未満の屋外 タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上50万キ ロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が50万キロリ ットル以上の屋外 タンク貯蔵所	1 件	<u>932万円</u>
	1 件	<u>1,260万円</u>
	1 件	<u>1,730万円</u>
略 法第14条の3第1項又 は第2項の保安に関す る検査 特定屋外タンク貯蔵 所（岩盤タンクに係 る特定屋外タンク貯 蔵所を除く。）		
危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満のもの	1 件	<u>32万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ	1 件	<u>46万円</u>

ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上の特定 屋外タンク貯蔵所 岩盤タンク検査	1 件	<u>465万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル未満の屋外 タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上50万キ ロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が50万キロリ ットル以上の屋外 タンク貯蔵所	1 件	<u>910万円</u>
	1 件	<u>1,240万円</u>
	1 件	<u>1,700万円</u>
略 法第14条の3第1項又 は第2項の保安に関す る検査 特定屋外タンク貯蔵 所（岩盤タンクに係 る特定屋外タンク貯 蔵所を除く。）		
危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満のもの	1 件	<u>31万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ	1 件	<u>43万円</u>

リットル以上1万 キロリットル未満 のもの 危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>75万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>102万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>130万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>315万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>387万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	1件	<u>446万円</u>
岩盤タンクに係る特 定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上40万	1件	<u>269万円</u>

リットル以上1万 キロリットル未満 のもの 危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>72万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>96万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>121万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>295万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	1件	<u>362万円</u>
危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	1件	<u>417万円</u>
岩盤タンクに係る特 定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上40万	1件	<u>266万円</u>

	キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	1件	<u>323万円</u>
	略	1件	<u>483万円</u>
108~128 略			
129 高圧ガス 容器検査又は 容器再検査手 数料	略 繊維強化プラスチック 複合容器又は圧縮天然 ガス自動車燃料装置用 容器（温度零下50度以 下の液化ガスを充てん するための容器を除く。） 略 内容積1リットル以 上5リットル未満の 容器 略 高強度鋼容器（温度零 下50度以下の液化ガス を充てんするための容 器、繊維強化プラスチ ック複合容器及び圧縮 天然ガス自動車燃料装 置用容器を除く。） 内容積30リットル以 上の容器	1個	<u>160円</u>
		1個	<u>210円</u> に10リ ットル又は10 リットルに満 たない端数を

	キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	1件	<u>319万円</u>
	略	1件	<u>479万円</u>
108~128 略			
129 高圧ガス 容器検査又は 容器再検査手 数料	略 繊維強化プラスチック 複合容器又は圧縮天然 ガス自動車燃料装置用 容器（温度零下50度以 下の液化ガスを充てん するための容器を除く。） 略 内容積1リットル以 上5リットル未満の 容器 略 高強度鋼容器（温度零 下50度以下の液化ガス を充てんするための容 器、繊維強化プラスチ ック複合容器及び圧縮 天然ガス自動車燃料装 置用容器を除く。） 内容積30リットル以 上の容器	1個	<u>180円</u>
		1個	<u>220円</u> に10リ ットル又は10 リットルに満 たない端数を

	内容積5リットル以上30リットル未満の容器 略 その他の容器 略 内容積1リットル未満の容器	1個   1個	増すごとに <u>3</u> 円を加えた額 <u>210円</u>   <u>80円</u>
130～149 略			
150	液化石油ガス充てん設備変更許可申請手数料	1件	<u>17,000円</u> に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額
151～176の5			
176の6	汚染土壌処理業の変更許可申請手数料	略	
176の7	汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件	<u>12万円</u>
177	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	略	
178～179 略			
180	一般廃棄物処理施設設置法人の合併	略	

	内容積5リットル以上30リットル未満の容器 略 その他の容器 略 内容積1リットル未満の容器	1個   1個	増すごとに <u>4</u> 円を加えた額 <u>220円</u>   <u>90円</u>
130～149 略			
150	液化石油ガス充てん設備変更許可申請手数料	1件	<u>19,000円</u> に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額
151～176の5			
176の6	汚染土壌処理業の変更許可申請手数料	略	
177	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	略	
178～179 略			
180	一般廃棄物処理施設設置法人の合併	略	

又は分割認可 申請手数料			
180の2 2以 上の事業者に よる産業廃棄 物の処理に係 る特例認定申 請手数料		1件	147,000円
180の3 2以 上の事業者に よる産業廃棄 物の処理に係 る特例変更認 定申請手数料		1件	134,000円
181 産業廃棄 物収集運搬業 許可申請手数 料	略		
182～205 略			
206 解体自動 車破碎業事業 範囲変更許可 申請手数料		1件	67,000円
207～244 略			
245 指定居宅 サービス事業 者指定申請手 数料（共生型 居宅サービス 事業者の特例 を受ける者に 係るものを除 く。）	略		
246 略			

又は分割認可 申請手数料			
181 産業廃棄 物収集運搬業 許可申請手数 料			
182～205 略			
206 解体自動 車破碎業事業 範囲変更許可 申請手数料		1件	75,000円
207～244 略			
245 指定居宅 サービス事業 者指定申請手 数料		1件	2万円
246 略			

246の2 指定 居宅サービス 事業者指定更 新申請手数料 (共生型居宅 サービス事業 者の特例を受 ける者に係る ものを除く。)	略		
246の3 指定 介護老人福祉 施設指定申請 手数料	略		
246の4～246の6 略			
246の7 介護 老人保健施設 開設許可更新 申請手数料	略		
246の8 介護 医療院開設許 可申請手数料		1件	63,000円
246の9 介護 医療院開設許 可変更申請手 数料		1件	33,000円
246の10 介護		1件	33,000円

246の2 指定 居宅サービス 事業者指定更 新申請手数料		1件	1万円
246の3 指定 居宅介護支援 事業者指定申 請手数料		1件	2万円
246の4 指定 居宅介護支援 事業者指定更 新申請手数料		1件	1万円
246の5 指定 介護老人福祉 施設指定申請 手数料	略		
246の6～246の8 略			
246の9 介護 老人保健施設 開設許可更新 申請手数料	略		

医療院開設許可更新申請手数料			
246の11 指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料	略		
246の12 略			
246の13 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料(共生型介護予防サービス事業者の特例を受ける者に係るものを除く。)	略		
246の14 指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料(共生型介護予防サービス事業者の特例を受ける者に係るものを除く。)	略		
247～374 略			
375 香川県産業技術センター手数料	略		
	組織試験		
	顕微鏡試験	1件	3,320円
	マクロ試験	1件	3,230円
	略		

246の10 指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料	略		
246の11 略			
246の12 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料		1件	1万円
246の13 指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料		1件	1万円
247～374 略			
375 香川県産業技術センター手数料	略		
	組織試験		
	顕微鏡試験	1件	3,130円
	マクロ試験	1件	3,030円
	略		

食品・食品原料分析		
液体分析		
略		
糖質	1 件	<u>23,610円</u>
略		
脂質	1 件	<u>1,610円</u>
略		
エネルギー（たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合）	1 件	<u>23,610円</u>
エネルギー（たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合）	1 件	<u>5,550円</u>
略		
固体分析		
略		
糖質	1 件	<u>25,640円</u>
略		
脂質	1 件	<u>1,920円</u>
略		
エネルギー（たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合）	1 件	<u>25,640円</u>
エネルギー（たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合）	1 件	<u>6,740円</u>
略		
特殊分析		
略		
アミノ酸組成	1 成分	<u>4,780円</u>
γアミノ酪酸	1 成分	<u>9,490円</u>

食品・食品原料分析		
液体分析		
略		
糖質	1 件	<u>23,580円</u>
略		
脂質	1 件	<u>1,580円</u>
略		
エネルギー（たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合）	1 件	<u>23,580円</u>
エネルギー（たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合）	1 件	<u>5,520円</u>
略		
固体分析		
略		
糖質	1 件	<u>25,610円</u>
略		
脂質	1 件	<u>1,890円</u>
略		
エネルギー（たんぱく質、脂質及び糖質の量により算出する場合）	1 件	<u>25,610円</u>
エネルギー（たんぱく質、脂質及び炭水化物の量により算出する場合）	1 件	<u>6,710円</u>
略		
特殊分析		
略		
アミノ酸組成	1 成分	<u>4,540円</u>
γアミノ酪酸	1 成分	<u>9,250円</u>



	略		
	D-ブシコース	略	
	アロース	1件	<u>7,620円</u>
	ソルビトール	略	
	略		
	略		
376 香川県産 業技術センタ ー発酵食品研 究所手数料	食品・食品原料分析 液体分析		
	略		
	糖質	1件	<u>23,610円</u>
	略		
	脂質	1件	<u>1,610円</u>
	略		
	エネルギー（たん ぱく質、脂質及び 糖質の量により算 出する場合）	1件	<u>23,610円</u>
	エネルギー（たん ぱく質、脂質及び 炭水化物の量によ り算出する場合）	1件	<u>5,550円</u>
	略		
	固体分析		
	略		
	糖質	1件	<u>25,640円</u>
	略		
	脂質	1件	<u>1,920円</u>
	略		
	エネルギー（たん ぱく質、脂質及び 糖質の量により算 出する場合）	1件	<u>25,640円</u>
	エネルギー（たん ぱく質、脂質及び	1件	<u>6,740円</u>

	略		
	D-ブシコース	略	
	ソルビトール	略	
	略		
	略		
376 香川県産 業技術センタ ー発酵食品研 究所手数料	食品・食品原料分析 液体分析		
	略		
	糖質	1件	<u>23,580円</u>
	略		
	脂質	1件	<u>1,580円</u>
	略		
	エネルギー（たん ぱく質、脂質及び 糖質の量により算 出する場合）	1件	<u>23,580円</u>
	エネルギー（たん ぱく質、脂質及び 炭水化物の量によ り算出する場合）	1件	<u>5,520円</u>
	略		
	固体分析		
	略		
	糖質	1件	<u>25,610円</u>
	略		
	脂質	1件	<u>1,890円</u>
	略		
	エネルギー（たん ぱく質、脂質及び 糖質の量により算 出する場合）	1件	<u>25,610円</u>
	エネルギー（たん ぱく質、脂質及び	1件	<u>6,710円</u>

	炭水化物の量により算出する場合) 略 特殊分析 略 アミノ酸組成 γアミノ酪酸 略	1成分 1成分	4,780円 9,490円
略			
377 略			
378 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の登録申請手数料	略		
379 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の登録証訂正手数料	略		
380 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の登録証再交付手数料	略		
380の2 地域通訳案内士研修手数料		1件	1万円
381 旅行業新規登録申請手数料	略		
382~409 略			
410 家畜保健衛生所手数料	略 初診以外の診療その他の行為	1件	農業保険法施行規則（平成

	炭水化物の量により算出する場合) 略 特殊分析 略 アミノ酸組成 γアミノ酪酸 略	1成分 1成分	4,540円 9,250円
略			
377 略			
378 全国通訳案内士登録申請手数料		1件	5,100円
379 全国通訳案内士登録証訂正手数料		1件	4,000円
380 全国通訳案内士登録証再交付手数料		1件	4,000円
381 旅行業新規登録申請手数料	略		
382~409 略			
410 家畜保健衛生所手数料	初診 初診以外の診療その他の行為	1件 1件	1,500円 農業災害補償法施行規則（

		<p>29年農林水産省令第63号)  <u>第117条第1項</u>の規定により、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数に、10円を乗じて得た額</p>			<p>昭和22年農林省令第95号)  <u>第33条第1項</u>の規定により、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数に、10円を乗じて得た額</p>
411~511 略			411~511 略		
512 略			512 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認申請手数料並びに法第18条第2項（法第	略	

512の2～514 略			
515 法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに法第18条第24項第1号及び第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の仮使用認定申請手数料	略		
515の2 法第12条第8項の台帳の記載事項証明手数料		1件	400円
516 法第43条第1項ただし書の接道に関する許可申請手数料	略		
517～520 略			

87条第1項において準用する場合を含む。）の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料			
512の2～514 略			
515 法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに法第18条第24項第1号及び第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の仮使用認定申請手数料	略		
516 法第43条第1項ただし書の接道に関する許可申請手数料	略		
517～520 略			

521 法第48条 略  
 第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の用途地域等における建築等許可申請手数料

522～598 略

備考  
略

別表第2（第4条関係）

<p>521 法第48条          第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は<u>第13項ただし書</u>（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の用途地域等における建築等許可申請手数料</p>		<p>1件</p>	<p>18万円</p>
--	--	-----------	-------------

522～598 略

備考  
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1・2 略	
3 消防法第13条の3第1項の危険物取扱者試験	
甲種危険物取扱者試験	1件 6,500円
乙種危険物取扱者試験	1件 4,500円
丙種危険物取扱者試験	1件 3,600円
4 消防法第17条の8第1項の消防設備士試験	
甲種消防設備士試験	1件 5,700円
乙種消防設備士試験	1件 3,800円
5～13 略	
14 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験	1件 17,700円
15 略	

試験等	手数料
1・2 略	
3 消防法第13条の3第1項の危険物取扱者試験	
甲種危険物取扱者試験	1件 5,000円
乙種危険物取扱者試験	1件 3,400円
丙種危険物取扱者試験	1件 2,700円
4 消防法第17条の8第1項の消防設備士試験	
甲種消防設備士試験	1件 5,000円
乙種消防設備士試験	1件 3,400円
5～13 略	
14 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験	1件 16,900円
15 略	

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2表 手数料の部99の項、101の項、103の項及び105の項の改正規定並びに別表第2の3の項及び4の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。
- この条例の施行の日から農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第117条第1項の規定により、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数が定められるまでの間における改正後の香川県使用料、手数料条例別表第1第2表 手数料の部410の項の規定の適用については、同項中「農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第117条第1項」とあるのは、「農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）による改正前の農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第33条第1項」とする。